

隠岐空港喫茶スペースを中心とした交流の場の創出実証事業 に係る企画提案競技実施要領

この要領は、島根県が実施する隠岐空港喫茶スペースを中心とした交流の場の創出実証事業を委託するにあたり、企画提案を募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 委託事業の内容等

- (1) 事業名 隠岐空港喫茶スペースを中心とした交流の場の創出実証事業
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (3) 事業の内容 「隠岐空港喫茶スペースを中心とした交流の場の創出実証事業 仕様書」のとおり
- (4) 提案金額の上限 3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格

この提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）もしくは単独の法人であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムでの参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 国または地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑤ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - ⑥ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」または「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (7) 島内の地域事情に詳しく、委託業務終了までの間、隠岐空港管理所と連絡調整が随時行えるスタッフを配置できること。

3. スケジュール

- (1) 公募期間 : 令和7年9月24日(水)～令和7年10月3日(金)
- (2) 質問受付期限 : 令和7年10月3日(金) 17時必着
- (3) 参加申込書の提出期限 : 令和7年10月3日(金) 17時必着
- (4) 参加資格通知 : 令和7年10月6日(月) 予定
- (5) 質問に対する回答 : 令和7年10月10日(金) 予定
- (6) 企画提案書の提出期限 : 令和7年10月17日(金) 17時必着
- (7) プレゼンテーション及び審査会 : 令和7年10月20日(月)～24日(金) 予定
- (8) 審査結果の通知 : 審査会後速やかに実施
- (9) 契約締結 : 審査結果の通知後速やかに実施

4. 応募手続き等

- (1) 事前説明会 開催しない。
- (2) 施設の見学

令和7年9月24日(水)～令和7年10月3日(金)の期間内において、事前に隠岐空港管理所の許可を受け、日程調整後、管理所職員の立ち合いのもと可能。

(3) 参加申込書の提出

- ① 提出期限 令和7年10月3日(金) 17時必着

② 提出書類 (各1部)

- ・企画提案競技参加申込書(様式1)
- ・消費税及び地方消費税に関する納税証明書(発行後3か月以内のもの、写し可)
- ・島根県税に関する納税証明書(発行後3か月以内のもの、写し可)
- ・会社概要(会社案内、要覧等)
- 個人事業主は、事業実績等を任意様式により作成
- ・コンソーシアムの場合は、コンソーシアム協定書の写し
- コンソーシアムにあつては、構成員ごとに納税証明書を各1部提出すること。

③ 提出方法 郵送又は持参

※持参の場合の受付時間は、9時から17時までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

(4) 内容に関する質疑応答

- ① 提出期限 令和7年10月3日(金) 17時必着

② 質問方法 企画提案競技質問票(様式2)で、電子メールにより行うこと。

件名を「隠岐空港喫茶スペースを中心とした交流の場の創出実証事業への問い合わせ」として、

「9. 提出・問合せ先」あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けられないものとする。

③ 回答

提案協議の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめ、質問者の名を伏せた、すべて同じものを電子メールにより回答する。なお、メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。

(5) 企画提案書の提出

① 提出期限 令和7年10月17日(金)17時必着

② 提出書類 (各5部)

- ・企画提案書(任意様式)
- ・参考見積書(任意様式)

見積書の宛名は「島根県隠岐支庁長」とし、貴社代表者様の職氏名を記載すること。

③ 提出方法 郵送又は持参

※ 持参の場合の受付時間は、9時から17時までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

5. 審査方法

(1) 審査会において、次項の審査基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託予定事業者として選定する。

(2) 審査は、書面及びプレゼンテーションにより行う。

(3) 審査結果は、全提案者に文書で通知する。

(4) 審査経過は公表しない。また、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

6. 審査基準

(1) 実施方針

本事業の目的や必要性を理解しており、基本コンセプト、実施方針は、事業目的に合致しているか。

(2) 企画・実施

内容企画内容及び実施方法(企画内容及び実施時期、回数等)は、活気ある空港づくりに寄与するものか。

(3) 実施体制

- ・提案された事業手法等は十分に実現可能なものか。
- ・十分な人員、実施体制を確保しているか。

(4) 経費総括

- ・所要経費の積算は企画内容に関し妥当か。
- ・効率的に事業を行い、予算の範囲内での積算となっているか。

6. プレゼンテーションについて

(1) 日時は以下のとおりとし、対面形式で実施する。

令和7年10月20日(月)～24日(金) 予定

※ 審査会の対象となった者に対して、詳細日程及び場所を別途通知する。

(2) 説明時間は15分 質疑10分とする

(3) 出席者は1提案あたり最大2名とする。なお、業務を受注した場合に、実際に主として担当する者を出来るだけ出席させること。

(4) プレゼンテーションは、原則、提出済みの提案書のみで行うこと。(追加資料作成は不可)

7. 提案書等作成上の留意事項

(1) 提案書はA4用紙(縦・横は問わない)、両面印刷とし用紙最下部中央に必ずページ番号を入れるこ

と。(A3 版は、折りたたんで A4 版とする)

(2) 参考見積書には見積額総額の内訳を明記し、積算根拠が分かるようにすること。

(3) 提案書は、参考見積書も含めて一式とじ込んだ状態で提出すること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1. 提案者の概要<ul style="list-style-type: none">(1) 法人等の概要(2) 事業実績2. 事業の内容<ul style="list-style-type: none">(1) 実施方針(2) 企画内容(3) 実施方法(4) 実施体制3. 参考見積書 |
|---|

8. 留意事項

(1) 提出された書類一式は返却しない。

(2) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

9. 提出先・お問い合わせ先

〒685-0021 島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬 1889-12

島根県 隠岐支庁 県土整備局 隠岐空港管理所 担当：杉浦

TEL：08512-2-1573 FAX：08512-2-6250

E-mail：okikukokanri@pref.shimane.lg.jp